

INFORMATION

平成30年8月から

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられました

1ヵ月当たりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月から下記のとおりに引き上げられました。

〈平成30年7月診療分まで〉

区分		70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/月額	
		外来(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% 〈44,400円〉
	標準報酬月額 26万円以下		14,000円 (年間上限 14万4,000円)
低所得	II住民税 非課税	8,000円	24,600円
	I住民税 非課税 (所得が一定以下)		15,000円

引き上げ
細分化

〈平成30年8月診療分から〉

区分		70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/月額	
		外来(個人ごと)	(世帯ごと)
III	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉	
II ^{※2}	標準報酬月額 53万~79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉	
I ^{※2}	標準報酬月額 28万~50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉	
一般	標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 〈44,400円〉
低所得	II住民税 非課税	8,000円	24,600円
	I住民税 非課税 (所得が一定以下)		15,000円

〈 〉は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。

※1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

※2 現役並み区分I、IIの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いですみます。

70歳以上現役並み所得者の高額介護合算療養費の限度額が引き上げられました

高額介護合算療養費は、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合に、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給されます。70歳以上の現役並み所得者については、70歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられました。

〈平成30年7月分まで〉

区分		70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/年額 (8月~翌年7月)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	67万円
	標準報酬月額 26万円以下	56万円
低所得	II住民税非課税	31万円
	I住民税非課税 (所得が一定以下)	19万円 ^{※2}

引き上げ
細分化

〈平成30年8月分から〉

区分		70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/年額 (8月~翌年7月)
III	標準報酬月額 83万円以上	212万円
II	標準報酬月額 53万~79万円	141万円
I	標準報酬月額 28万~50万円	67万円
一般	標準報酬月額 26万円以下	56万円
低所得	II住民税非課税	31万円
	I住民税非課税 (所得が一定以下)	19万円 ^{※2}

※1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用します。

65歳以上現役世代並み所得者の介護保険利用者負担割合が引き上げられました

世代間・世代内の公平性を確保し、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護保険の2割負担者のうちとくに所得の高い層の利用者負担が3割に引き上げられました。ただし、月額44,400円の負担上限があります。

	負担割合
年金収入等 340万円以上 ^{※1}	2割 ▶ 3割
年金収入等 280万円以上 ^{※2}	2割
年金収入等 280万円未満	1割

※1 「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は463万円以上)」。

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」。

扶養調査について

平成30年度の被扶養者現況確認調査を健康保険法施行規則第50条および厚生労働省通知により、認定後も定期的に扶養状況の確認を行うこととなっております。(審査対象のおられる被保険者様に調査票の送付をご案内させていただきます)

【対象】①平成30年9月1日現在ダスキン健康保険組合の被扶養者の方

②共働きの家庭で勤務先の健康保険組合、または国民健康保険に加入している配偶者
(当健保に被扶養者がいない家庭を除く)

【審査免除】①扶養認定が平成30年4月1日以降の被扶養者

②生年月日が平成12年4月2日以降の被扶養者

③生年月日が昭和18年4月1日から昭和19年3月31日までの被扶養者

ジェネリック(後発)医薬品ご利用案内通知について

ジェネリック(後発)医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許期間が切れた後、別の医療品メーカーが新薬と同じ有効成分と製法によって製造している医薬品です。正しく理解し、上手に活用すればご自身の医療費軽減に役立つジェネリック医薬品を積極的にご利用ください。

※KenCoMの「おくすり履歴・GE差額」で確認いただけます。

※3ヵ月で自己負担差額500円以上あった方への通知を発送いたします。

・平成29年12月～平成30年2月の利用分を4月末に発送いたしました。

・平成30年6月～8月の利用分を10月末に発送予定

医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」を利用ください

手術や入院で高額な医療費がかかった場合や、重い病気で治療が長引いた場合など、自己負担も高額になってしまいます。このため、高額な医療費がかかったときに、自己負担を軽減する「高額療養費制度」というしくみがあります。事前に高額な医療費の支払が見込まれる場合は、あらかじめ健康保険組合に「限度額適用認定証」の交付を申請し、その認定証を医療機関に提示すると、ひと月の支払額を「自己負担限度額」に抑えることができます。

※自己負担限度額は年齢や所得によって異なりますので、長期期間の発行はできません。

「年間医療費のお知らせ」と医療費控除について

～確定申告の医療費控除に利用できるようになります～

国の税制改正により、健康保険組合が発行する「年間医療費のお知らせ」が平成30年の確定申告(平成29年分)から医療費控除の証明書類として使用できます。「年間医療費のお知らせ」への医療費の掲載期間を1月～10月分とし、確定申告の時期に合わせるために2月上旬ごろまでに発送予定です。

なお、11月・12月分の医療費につきましては、お手元に保管された領収書を合わせて使用ください。

組合会議員改選のお知らせ

平成30年7月5日開催の第121回組合会にて理事長・理事・監事の選任が行われました。

ダスキン健康保険組合会議員

敬称略

	理事長	内藤 秀幸	※	選定議員	飯田 健司
	常務理事	井澤 良雄		選定議員	古川 満良
※	選定理事	橋本 幸子		互選議員	井原 修
	互選理事	下 二郎		互選議員	中村 治
	互選理事	藤井 修治		互選議員	窪 孝司
	互選理事	正木 俊久	※	選定監事	沼波 昭男
※	選定議員	岡井 和夫	※	互選監事	塚本 浩司

※は新任組合会議員

●任期 平成30年7月5日から
平成32年5月1日まで

(退任)

選定議員：鶴見 明久

島倉 勝

選定監事：竹内 浩哉

互選監事：飯田 健司